

令和7年第4回川口市建築審査会会議録

- 1 日時 令和7年4月16日（水） 午後1時25分から午後2時00分まで
- 2 場所 鳩ヶ谷庁舎305会議室
- 3 出席者 委員 植木竜太会長（議長） 廣瀬進治委員（廣はまだれに黄）
鹿島伸浩委員 加藤仁美委員 岡崎俊哉委員
事務局 建築安全課職員 8名 計画管理課職員 1名
- 4 次第 (1) 開会
(2) 開会の挨拶
(3) 議案 第1号 建築基準法第43条第2項第2号の許可申請について
第2号 建築基準法第43条第2項第2号の許可申請について
(4) 報告 建築基準法第43条第2項第2号の包括同意基準による専決処分について
(5) その他
(6) 閉会

審査会の会議概要は次のとおり。

審査会は事務局の開会挨拶に始まり、川口市建築審査会規則第3条第2項の規定に基づき、会議録署名人として加藤委員が選任された。

次第3の議案第1号「建築基準法第43条第2項第2号の許可申請」について事務局から1件が提案され、道路や敷地の状況及び建物の用途について、交通上、安全上、防火上、衛生上支障がないと判断した旨、別添資料に基づき説明を行った。

議長が各委員に諮ったところ、当該道の後退状況、分筆の指導状況、所有者、範囲、電柱や隅切りに関する規制について質疑応答後、出席委員全員の賛成が得られ、議案第1号は同意された。

次に、議案第2号「建築基準法第43条第2項第2号の許可申請」について事務局から1件が提案され、道路や敷地の状況及び建物の用途について、交通上、安全上、防火上、衛生上支障がないと判断した旨、別添資料に基づき説明を行った。

議長が各委員に諮ったところ、配置図における斜線の意図、当該道の所有者、隣接地の所有者、用途が共同住宅だった場合の許可基準の扱いについて質疑応答後、出席委員全員の賛成が得られ、議案第2号は同意された。

次第4の報告「建築基準法第43条第2項第2号の包括同意基準による専決処分」について、事務局から建築基準法第43条第2項第2号の包括同意基準に基づき、令和7年3月26日から令和7年4月15日までの期間における専決処分はなかった旨が報告された。

次第5その他において、次回以降の建築審査会の開催日程等について確認後、第4回建築審査会を終了した。